

## 規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7 月14日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

埼玉県公安委員会規則第10号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第12号中「原動機付自転車」の次に「（法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。）」を加える。

第17条第1項第10号中「の移動を伴う」を「、移動に用いる用具等の」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 7 月15日から施行する。